

金婚式

## 金婚を迎えるご夫婦へ

●問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

### 金婚夫婦表彰の受け付けを行います。

- 対象者
    - ①昭和43年(1月1日)〜12月31日に結婚し、今年中に満50年を迎える夫婦。
    - ②昭和43年以前に結婚したが金婚夫婦表彰の申し込みを今までしていない夫婦。
  - 申込期限 7月13日(金) (土・日・祝は除く)
  - 受付時間 午前9時〜午後5時15分
- ※熊本日日新聞社の金婚表彰交付に併せ、金婚式典を開催し、記念品を贈呈します。
- 式典開催日時 9月7日(金)午後3時
  - 場所 町生涯学習センター文化ホール
- 表彰の申し込みをする人は、熊本日日新聞紙面へ名前が掲載されます。紙面で紹介することで、金婚を迎えられたご夫婦をお祝いすることを目的としていますのでご了承ください。



購入助成

## がん患者医療用かつら購入費の助成

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター) ☎096(294)1075

### がんを治療している人の就労や社会参加など生活の質の向上を図るために、医療用かつら購入費の助成金を交付します。

- 対象
  - ①医療用かつらの購入日と申請時に町に住所がある人
  - ②がんと診断され、その治療を行っている人
  - ③治療に伴う脱毛により、就労や社会参加などに支障があり、医療用かつらが必要な人
  - ④医療用かつらは平成30年4月1日以降に購入したものであること
- 内容 対象者一人につき2万円または医療用かつら購入経費の2分の1の額の低い額を予算の範囲内で助成。
- 申請方法 医療用かつらを購入した日から1年以内に次の書類を添えて申請してください。
  - ①脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証明する書類(治療説明書やお薬手帳など)
  - ②医療用かつらを購入したこと(証明する書類(領収書など))
  - ③本人確認書類(代理申請の場合は代理人本人を確認する書類)

風しん

## 風しんの抗体検査と予防接種助成

●申し込み・問い合わせ ①菊池保健所 保健予防課 ☎0968(25)4138  
②役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター) ☎096(294)1075

### 県では「風しん抗体検査」の助成、町では「予防接種」の助成を行っています。

- 対象者
    - ・妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者。
    - ・風しんの抗体価が低い(HI抗体検査で16倍以下)妊婦の配偶者などの同居者。
  - 検査料 無料
  - 実施期限 平成31年3月31日(日)
  - 対象者 風しんの抗体検査を受け、抗体価が低い人。
  - 助成対象の予防接種 風しんワクチンまたは麻しん風しん(MR)混合ワクチン
- ※風しん抗体検査を受けたことがある人、風しんの予防接種歴がある人、風しんにかかったことがある人は対象外です。

### 助成額 上限4,000円(上限を超過した金額分は自己負担になります)。

- 申請期限 平成31年1月31日(木)
- 申請に必要なもの
  - ・風しん予防接種費用助成申請書兼請求書(子育て・健診センター窓口)に設置、町ホームページからダウンロードもできます)
  - ・予防接種を実施した医療機関などが発行した領収書・通帳、印鑑
  - ・抗体検査の結果がわかるもの
  - ・熊本県風しん抗体検査の結果通知書の写し
- 注意事項
  - ・この接種は任意接種で、接種を強制するものではありません。副反応や健康被害救済制度を確認され、ご自身で判断してください。
  - ・妊婦への接種はできません。女性の場合、接種後2カ月間は妊娠を避けてください。

税

## 平成30年度国民健康保険税のお知らせ

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

### 納付書を郵送します

年間保険税額を6月から平成31年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に郵送します。また、年金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性がありますので、必ず確認をお願いします。なお、年間の税額決定後と同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。

※納税通知書には納期ごとに納入期限が定めてありますので、納期までに保険税の納付をお願いします。

### 保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大されます

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額  
※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されますが、平成30年度から2割軽減および5割軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができないため、軽減対象となりません。平成29年分の申告をお忘れの人は税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

### 保険税軽減基準額

区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	平成30年度(見直し後)	平成29年度
7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(被保険者数×27万5千円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×27万円)以下の世帯
2割軽減	33万円+(被保険者数×50万円)以下の世帯	33万円+(被保険者数×49万円)以下の世帯

### 国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます

国民健康保険税は課税の上限が設定されており、これを課税限度額といいます。平成30年度は医療給付費分が4万円引き上げられます。

医療保険課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
58万円	19万円	16万円	93万円